

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る
「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年2月7日から施行します。

今回の改正は、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するために、独立役員の独立性基準を見直すとともに、上場子会社を有する場合におけるグループ経営の考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策の開示の充実を図るものです。

あわせて、市場変更に係る取扱いの見直しなど、所要の制度整備を行います。

※規則改正の詳細については、新旧対照表をご参照ください。

I 改正概要

1. 上場子会社のガバナンス向上等

(1) 独立役員の独立性基準の強化

- ・独立役員の独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するものとします。

・企業行動規範に関する規則の取扱い6.(2)
d(c)の2等

(2) グループ経営の考え方等の開示の充実

- ・上場子会社を有する上場会社は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。

・有価証券上場規程に関する取扱い要領11.の4(1)、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い4.の3(1)

a

2. 市場変更に係る取扱いの見直し

(1) 申請書類に重大な虚偽があった場合の市場変更の実施

- ・本所は、過去に市場変更を受けた上場会社において、市場変更申請時の申請書類に虚偽の記載があり、市場変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、申請前の市場への市場変更を行うものとします。

・有価証券上場規程第1
1条の9

(2) 過去の実効性確保措置の状況を踏まえた審査

- ・本所は、最近5年間に特設注意市場銘柄の指定を行った上場会社又は改善報告書の提出を求めた上場会社が、市場変更に係る申請を行った場合には、それらの実効性確保措置に関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとします。

・株券上場審査基準の取
扱い7.(2)

3. その他

- ・その他所要の改正を行います。

II. 施行日

- ・本年2月7日より施行します。
- ・1.(1)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
- ・1.(2)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用します。
- ・2.(1)に関しては、施行日以後に市場変更に係る承認を受けた会社から適用します。

以 上

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る
「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	2
3. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	3
4. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	4
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5
6. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	6
7. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
8. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	9

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第4章の3 上場市場の変更等</p> <p><u>(上場市場の変更の特例)</u></p> <p><u>第11条の9 上場市場の変更の申請</u> (第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。</p> <p>(1) <u>特設注意市場銘柄の指定</u></p> <p>本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合</p> <p>(2) <u>改善報告書の提出</u></p> <p>本所が、当該違反に起因して、当該上場会社に対して、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求める場合。ただし、本所が適当と認める場合を除く。</p> <p><u>2 前項による、上場市場の変更の時期及びその取扱いは、本所の定めるところによる。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p> <p>2 改正後の第11条の9の規定は、施行日以後に本則市場への市場変更に係る承認を受けた者から適用する。</p>	<p>第4章の3 上場市場の変更</p> <p>(新設)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内とし、<u>最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。</u>)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11)～(18)の2 (略)</p> <p><u>(18)の3 株式併合</u></p> <p><u>上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11)～(18)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>18. の2 第11条の9 (上場市場変更の特例) 関係</u></p> <p>(1) <u>第1項第2号に規定する本所が適当と認める場合とは、株券上場審査基準第7条において準用する同基準第4条第1項(第2号の2及び第9号の2を除く)に適合していた場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>第2項に規定する市場変更の時期は、本所が上場株券の市場変更を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、アンビシャスへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、<u>最近5年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第3条の5の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項若しくは第2項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>7. 第7条（上場市場の変更審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、アンビシャスへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. の3 第4条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>（1） 第1項に規定する「本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。</p> <p>a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。</u>）</p> <p>b～g （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>4. の3 第4条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係</p> <p>（1） 第1項に規定する「本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。</p> <p>a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>b～g （略）</p> <p>（2） （略）</p>

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5条の2の規定</p> <p>企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 最近において(a)又は前(b)に該当していた者</u></p> <p><u>(c)の2 その就任の前10年以内のいずれかの時において次のイ又はロに該当していた者</u></p> <p><u>イ 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>ロ 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p>	<p>6. 第19条（公表措置等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5条の2の規定</p> <p>企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 最近において次のイからハまでのいずれかに該当していた者</u></p> <p><u>イ (a)又は(b)に掲げる者</u></p> <p><u>ロ 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>ハ 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u> (新設)</p>

(d) 次のイからへまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (c) の 2 までに掲げる者

ロ～へ (略)

d の 2 ～ i (略)

付 則

この改正規定は、令和 2 年 2 月 7 日から施行し、同年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

(d) 次のイからへまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (c) までに掲げる者

ロ～へ (略)

d の 2 ～ i (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(17) <u>(18) 第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。</u> <u>(19) (略)</u></p> <p>4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)の2 (略) <u>(6)の3 第2条第1項第18号の3（第2条の2第1項第3号による場合を含む。）に該当する上場株券</u> <u>株式併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日</u> (7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(17) (新設) <u>(18) (略)</u></p> <p>4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)の2 (略) (新設) (7)・(8) (略)</p>

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、<u>(m)の7</u>又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(m)の5 (略)</p> <p><u>(m)の6</u> <u>上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第18号の3（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に規定する株式併合に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合</u></p> <p><u>(m)の7</u> (略)</p> <p>(n) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、<u>(m)の6</u>又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(m)の5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(m)の6</u> (略)</p> <p>(n) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>